

市民と議会との語る会実施報告書

日 時	令和 8 年 5 月 1 9 日（火） 午後 7 時 ～ 午後 8 時 3 0 分頃
会 場	ワークステップひろせ
出 席 議 員	安立里美、土田信義、吉田啓三、川崎俊之、川崎悟司
参 加 者（市 民）	1 8 名
司会（班長） 議会報告者 全体記録係	司 会 ：安立 里美 議員 議 会 報 告 ：川崎 俊之 議員 記 録 ：土田 信義 議員
【 1 部】 定例会概要報告等 （報告者）川崎議員	1 空き家対策について Q 池ノ上町では今まで 1 件も空き家はなかったが、ここ 1、2 年で 4、5 件の空き家が増えているところである。そこで中古住宅取得及びそのリフォームには最大 450 万円という手厚い支援があるとのことだが、空き家の解体に対しては何か補助はあるのか。 A 解体補助については、以前は市街地で 100 万円、市街地外で 50 万円の補助があったが、現在は見直され 30 万円程度となっている可能性がある。 詳細については確認のうえ後日回答する。 ※別紙 1 Q 解体費用に手が回らず、固定資産税を払ったまま建物が残っていることが多い。今後どうなるのか。 A 建物が建っていると固定資産税等が 6 分の 1 になる特例が受けられるが、空き家を解体することによって特例が外れるため、解体が進まない側面がある。 国では税制を見直す方向になっており、管理されていない空き家においては建物があっても固定資産税等が通常どおりかかるようになるものと思われる。 Q 空き家の県外向け P R は積極的に行われているか。 A 移住促進と連動して空き家活用は進めており、市ホームページへの掲載や都会の人向けにターゲットを絞った P R も実施している。都会に住みながら別荘として活用しているような事例もある。 しかしながら、全国に空き家は多くあるため越前市を選んでもらえるような魅力の発信をしていかなければならないと考えている。 2 文化財について Q 広瀬町に馬場家という文化財があるが、市で管理して活用していくことはあるか。 A 馬場家を把握していないため明確な答えにはならないが、文化財につ

	いては、指定・登録文化財の場合には修繕等について助成制度がある。詳細については確認のうえ後日回答する。 ※別紙 2 Q 文化県都宣言の現状はどうなっているか。 A 現市長も前市長の方針を引き継ぎ、文化都市の考え方は継続している。 3 鳥獣害対策について Q 鹿の出没が多く危険性があるため、対策強化や支援拡充を求める。 A 鹿は熊ほど人身被害が多くないため同様の扱いは難しい。ただし防護柵やネット等への支援は今後拡充していく方向。 Q 熊の緊急出動体制は整備されているのか。条件を満たせば即対応可能か。 A 制度上は緊急対応可能な仕組みがあるが、実際には対応できる猟銃所持者が不足している。 高齢化や人材不足が課題であり、県レベルでの広域的な体制構築を検討中。 4 しきぶ温泉湯楽里について Q しきぶ温泉湯楽里の休止について、再開の見通しはあるのか。 A 専門家を交え、設備全体の調査・改修を行う予定であり、本年 12 月の再開を目途としている。 Q 今後、廃止の可能性はあるのか。また代替施設はあるのか。 A 老朽化が進んでおり、令和 9 年度までに施設のあり方（継続・廃止・民間譲渡等）について検討されている。 代替施設の整備が前提とはされていない。
【2 部】 意見交換会 (A 班) 進行：川崎議員 記録：土田議員 安立議員	1 越前市の歴史の発信について Q 越前市は古い歴史があるにもかかわらず、十分に活用されていないのではないか。東大寺の大仏の建立に越前の国の人材が深く関わったなど誇るべき歴史があるが、なぜ表に出して活用しないのか。 A 歴史について研究をしているところであり、今後活用していくためにぜひご教授願いたい。 2 狩猟従事者の担い手の確保について Q 狩猟従事者が高齢化しており、若い人を増やす仕組みが必要ではないか。

(B班) 進行：吉田議員 記録：川崎議員	A 担い手の確保の重要性は認識している。免許取得や維持にコストや手続きの負担が大きく、現従事者も辞任したいとの声があるため、離職防止と併せて考えていかなければならない。 3 施設の開館状況について Q 善光寺通りにある渡辺洪基の関連施設が閉鎖されているのはなぜか。 A 管理体制の問題により常時開館できない状況である。代替として公会堂内で資料展示を行っている。 4 市長の選出について Q 市長について、市・県職員出身ではなく、市議会から選出されるべきではないかという意見があるがどうか。 A 首長の在り方については多様な意見があり、各界各層から人材が出ることが望ましい。しかしながら、タイミングや年齢など様々な要因があるため一概には言えないためご意見として承る。 5 雇用環境の整備について Q 若者が地元に戻るために、雇用環境の整備が必要ではないか。 A 前市長から農業、大学等の研究施設等を誘致したいという話が挙がっていたので、平林市長にも引き継いでいただくことを期待している。 1 子どもの遊び場について Q 屋内の子どもの遊び場などをもっと整備してほしい。 A 川西と川東に遊び場を作ろうということで、今回楽市に全天候型キッズパークを整備するところである。 最大80名入る遊び場で、混雑対策として土日祝、夏休みは予約制(無料)で行うことも検討している。 2 入浴施設について Q 市内に気軽に利用できる公共浴場が不足している。子育て世帯や一時的に自宅風呂が使えない場合などの利用を考慮し、市として確保すべきではないか。 A 新幹線駅周辺で温泉に入れる宿泊施設が整備される予定をしているが、入浴料が高くなることも見込まれる状況である。 Q 施設改修に多額の費用をかけるより、小規模でも利用しやすい浴場整備を検討すべきではないか。 A 指定管理施設としての運営状況を踏まえつつ、利用実態や財政面を考慮して判断される。現時点では既存施設の維持を基本としている。
---	--

	3 レンタサイクルでの市内周遊について Q 市内の文化財や観光資源を活かすため、レンタサイクルの拠点整備や周遊ルートづくりを進めるべきではないか。 A 市長も自転車活用に力を入れており、「自転車活用推進計画」に基づき整備を進めている。 4 通学時の熊対策について Q 神山小学校の通学路近辺で熊の出没があり、児童の安全が懸念される。通学路の変更や熊鈴の配布など早急な対応が必要ではないか。 A 鈴は関係団体から配布しているが、あまり予算がなく、熊鈴は購入できていないとのこと。関係団体において、代替品（ホイッスル等）の検討を行っている。 5 公共交通について Q 新幹線駅からの二次交通が不便である。デマンド交通の運行日数や利便性の改善が必要ではないか。 今後の方針は。 A バスの自動運転の実証実験やデマンド交通を行っていて、バスが小さくて乗れない、運行日時と合わない等色々な意見が出ている。今後は利用状況、ニーズを踏まえながら、改善を進める方針である。 Q 自動運転バスの導入は現実的に進むのか。実用化の見通しはどうか。 A 実証実験は実施しているが、導入コスト（1台約1億円）や技術面の課題が大きい。 現段階では慎重に検討している。 6 防災行政無線・災害情報伝達 Q 防災無線の音が聞こえにくく、避難情報が十分に伝わらない。増設や別手段（ドローン等）の活用を検討すべきではないか。 A 音声が届きにくい地域があることは認識しており、スピーカー増設等の検討が必要である。 7 四車線化について Q 国道（365号等）の四車線化の進捗はどうなっているのか。 A 一部区間については県が整備に向けて前向きな方向性を示している。今後、順次整備が進められる見込みである。
--	---

令和8年5月19日

越前市議会 議長 様

第4班 班長 安立 里美

別紙 1

1 当日の質疑内容「空き家の解体補助について」

Q 空き家の解体に対しては何か補助はあるのか。

A

（老朽危険空家解体撤去事業補助金）

令和 8 年度においては、老朽危険空家等による被害の発生を防止する等のために、撤去費用の一部を補助する、越前市老朽危険空家解体撤去事業補助金があります。

対象となる建物は、空家であって、建物構造の腐朽又は破損が進んでいるものになります。

補助金額は、補助対象経費 3 分の 1（上限 5 0 万円）です。ただし、条件によって加算されます。

詳しくは、市建築住宅課の H P をご覧ください。

https://www.city.echizen.lg.jp/office/070/040/roukyukikenakiya/roukyukikenakiyah_ojyokin.html

（空家等対策早期決断支援事業補助金）

令和 8 年 7 月からは、相続時などの空家の売却や解体、解体後の敷地の売却を促進させるため、費用の一部を補助する、空家等対策早期決断支援事業補助金を利用できるようになります。

対象となる建物は、居住者の死亡や施設入所、子ども等との同居により空家になった日から 3 年以内の一戸建て住宅です。

補助金額は、除却の場合は補助対象経費 3 分の 1（上限 1 0 万円）、空家の売却や賃貸のために家財整理を行った場合は補助対象経費 3 分の 1（上限 5 万円）です。相続問題の解決のため弁護士と相談している場合は補助対象経費 3 分の 1（上限 5 万円）が加算されます。

現在、市建築住宅課の H P の記事を作成していますので、7 月になりましたら、ご覧ください。

【担当課：建築住宅課】

1 当日の質疑内容 「文化財について」

Q 広瀬町に馬場家という文化財があるが、市で管理して活用していくということはあるか。

A 広瀬町に所在する馬場家住宅につきましては、主屋・長屋門・土蔵が国登録有形文化財となっており、かつての大庄屋格の住宅として地域の歴史や文化を伝える貴重な文化資源であると認識しております。一方で、本件文化財は現在、個人所有であり、管理も所有者により行われている状況でございます。このため、市が直ちに管理主体となることは想定されておりませんが、文化財の保存・継承の観点からは重要な存在であり、今後につきましては、所有者の意向を十分尊重しながら、保存に係る支援や利活用の可能性について、関係機関と連携しつつ検討してまいりたいと考えております。具体的には、修理等への支援制度の活用や、地域資源としての活用のあり方なども視野に入れつつ、文化財としての価値を損なうことのないよう、適切な関わり方を検討してまいります。

なお、本件につきましては、現時点で市が管理する計画はございませんが、地域の貴重な文化財として、将来的な保存・活用の可能性については引き続き注視し、必要に応じて対応してまいります。

【担当課：生涯学習・文化財課】